

長生健康福祉センター

平成29年2月発行

第38号

だより

発行 長生健康福祉センター(長生保健所)

〒297-0026 茂原市茂原1102-1

TEL 0475-22-5167

FAX 0475-24-3419

ホームページ <http://www.pref.chiba.lg.jp/kf-chousei/index.html>

腸管出血性大腸菌 O157による 食中毒を防ぎましょう

O157 は、非常に少ない菌量で発症する大腸菌です。

【症状】 激しい腹痛、血便、発熱、溶血性尿毒症症候群(HUS)、脳症など
非常に重い合併症を発症します。

帰宅時、調理前や後、食事の前、
トイレの後、動物に触れた後などは、
石けんなどでよく手を洗いましょう

洗浄不足の野菜や果物などに汚染された
O157が残ることがあります
生野菜・果物類もよく洗浄しましょう

調理器具や冷蔵庫の取手、トイレのノブ
などの物を介して人にうつります
消毒液などで拭き取り消毒しましょう

調理後は、出来る限り
早く食べましょう
保管する場合は冷蔵庫に



レバーやユッケなどの生食や加熱用の食肉製品類の加熱不足などで感染します。
中心温度が75℃で1分間保たれるように十分に加熱しましょう

症状が出てしまったら



十分に手を洗い消毒をしましょう



早めに医療機関を受診し
医師の指示に従いましょう

患者さんはできるだけ浴槽に入らず
シャワー又はかけ湯を使いましょう

患者さんの便を処理する場合には
ゴム手袋や使い捨ての手袋などを用いましょう

喫煙環境表示(禁煙・分煙・時間禁煙)で、受動喫煙防止を!



受動喫煙とは…他人のたばこの煙を吸わされること
※副流煙には、有害物質や発がん性物質が主流煙の約2～50倍含まれていることが知られています。

受動喫煙防止とは…飲食店など多くの人が利用する施設や職場では、健康増進法により利用する人々の受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めることが定められています。

健康増進法などに定める対象施設

学校、体育館、病院、劇場、集会場、展示場、百貨店、官公庁施設、飲食店、鉄軌道駅、バスターミナル、社会福祉施設、金融機関、商店、ホテル・旅館などの宿泊施設、バス・タクシーなど

千葉県では、施設利用者の受動喫煙を防ぐため、喫煙環境店頭表示ステッカーを作成し、配布中



＜申込書の提出＞

- 千葉県健康づくり支援課 健康ちば推進班
☎043-223-2660 (県庁ホームページを参照)
- 長生健康福祉センター 地域保健福祉課
☎0475-22-5167

あなたのワンちゃんは迷子札をつけてますか？ ～迷い犬を減らすために～

- 飼い犬には鑑札・注射済票を必ず装着しましょう。
- 鑑札・注射済票に記載されている番号から飼い主を特定することができるため、装着することで迷子対策になります。
- 連絡先を書いた迷子札や、マイクロチップも飼い主を探す手掛かりになります。
- 室内飼いでも、想定外の出来事がきっかけで脱走する場合があります。

「うちの子は絶対大丈夫」は危険!
「見つかってよかったね」といえるように、今からでも身元表示をしましょう!

大切なペットが迷子になったら、保健所と警察へすぐに連絡を!!
(長生郡市内の場合)

- ◆長生健康福祉センター (長生保健所) TEL 0475-22-5167
- ◆茂原警察署 (会計課) TEL 0475-22-0110



薬物乱用・危険ドラッグは 「ダメ。ゼッタイ。」

知事指定薬物の製造、販売、授与、広告、所持、購入、譲受、使用が禁止され、違反した場合は、懲役もしくは罰金または両方の罰が科されます。

インターネットなどで販売されている危険ドラッグは、「合法ハーブ」、「アロマ」、「お香」、「バスソルト」など安全を装って販売されていますが、覚せい剤や麻薬などに似せた化学物質が添加された大変危険なものです。

使用により救急搬送された事例や、死亡事故・事件も全国各地で発生しています。

危険ドラッグをはじめ、覚醒剤・大麻等すべての濫用薬物は、体にも心にも大きな傷を残します。絶対に購入・使用等しないでください！！

知事指定薬物の製造、販売、授与、広告、所持、購入、譲受、使用が禁止され、違反した場合は、懲役もしくは罰金または両方の罰が科されます。

【薬物の相談機関】

- | | |
|--------------------------------|-----------------------------|
| ◆千葉県精神保健福祉センター
043-263-3893 | ◆長生健康福祉センター
0475-22-5167 |
| ◆県警ヤング・テレホン
0120-783-497 | ◆茂原警察署
0475-22-0110 |



夫や恋人からの暴力に悩んでいませんか？

ドメスティック・バイオレンス (DV)

- 身体的暴力（叩く・殴る・蹴る・刃物で脅すなど）
- 精神的暴力（大声で怒鳴る・命令する・バカにするなど）
- 経済的暴力（生活費を渡さない・行動の制限・就労の妨害など）
- 性的暴力（性行為の強要・ポルノビデオ・雑誌を無理やり見せるなど）



ひとりで悩まず相談してみませんか？

「長生健康福祉センター DV 相談」

◆ 専用電話：0475-22-5565（平日9:00～17:00）

◆ 来所相談：要予約

